

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関連事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種届出の受付や資格確認書等の引き渡し等の窓口業務及び保険料の徴収等の事務を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1 被保険者の資格に関する事務 2 保険料の賦課、徴収、減免に関する事務 3 保険料の収納及び滞納管理に関する事務 4 医療給付に関する事務 5 情報提供・照会に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合システム、後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条及び別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第2条の表115、116、117、118の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 住民課 〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの申請確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。申請情報についても複数人での確認を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔3〕権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

業務担当者にのみID等を付与しているため、権限のない者はアクセスできないように管理されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月16日	Ⅱ－5②所属長	住民課長 工藤修市	住民課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月16日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月16日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月16日	Ⅳ リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月20日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和2年4月20日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和3年4月26日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月26日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月26日	Ⅳ－8 内部監査	－	○	事後	
令和3年8月17日	Ⅰ－4 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第80、81、82、83の項	番号法第19条第8号及び別表第二第80、81、82、83の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正
令和4年8月24日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月24日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月25日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月25日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和6年5月21日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月21日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	様式変更による追加
令和7年6月20日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	様式変更による追加
令和7年6月20日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅰ－3 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第59号、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条及び別表の85の項	事後	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I－4 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二第80、81、82、83の項	番号法第19条第8号及び第2条の表115、116、117、118の項	事後	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正
令和7年6月20日	1－1②事務の概要	被保険者証等	資格確認書等	事後	被保険者証の廃止に係る修正